

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 11日

愛知県知事 殿

提出者  
 住 所 新城市須長字八幡1番地  
 氏 名 株式会社丸義商店  
 代表取締役 森田 清隆  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 0536-23-5390

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社丸義商店
事業場の所在地	新城市須長字八幡1番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06. 総合建設業
②事業の規模	元請完成工事高 319,467 千円
③従業員数	33
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>土木工事・解体工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 廃プラスチック類、自社で破砕、圧縮後中間、最終処分業者に委託</li> <li>2. 紙くず、繊維くず、自社で破砕、圧縮後中間処理業者に委託</li> <li>3. 金属くず 自社で圧縮後再生業者に委託、再生できないものは最終処分</li> <li>4 ガラスくずコンクリートくず陶磁器くず 自社で破砕後埋立処分、良質のものは中間、最終処理業者に委託</li> <li>5. がれき類、木くず 良質のものは自社で破砕後再生利用、再生できないものは中間、最終処理業者に委託</li> <li>6. 1～5品目の混合物 自社で選別後良質のものは自社にて再利用、再生できないものは中間、最終処理業者に依頼</li> <li>7. 石綿含有産業廃棄物 自社最終処分場へ搬入若しくは最終処理業者に依頼</li> </ol>

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

連絡系統

1. 本店代表取締役・産業廃棄物処理施設責任者
2. 工場長（産業廃棄物管理責任者）
3. 現場責任者（設計、工事現場施工管理）＋従業員
4. 事務員（顧客管理・マニフェスト、帳簿の管理）

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ R5 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	がれき類	石綿がれき類	混合物
	排出量	0.16	0.78	152.46	6229.90	330.50	5360.74	104.60	602.96
(これまでに実施した取組) 総合排出量を低減すると共に、可能な限り再生利用を行います。									
② 計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	がれき類	石綿がれき類	混合物
	排出量	0	0	50	4000	50	3000	20	300
(今後実施する予定の取組) 可能な限り社内における廃棄物の再資源化を目指します。 分別作業の合理化、分別環境の整備にとりくみます。									

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各品目毎に分別を行っています。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 可能な限り発生現場での分別収集を行います。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項										
① 現 状	<b>【前年度（R5年度）実績】</b>									
	産業廃棄物の種類	木くず			がれき類					
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	6229.90			5360.74					
	(これまでに実施した取組) 再生品の積極的な導入、再生品としての規格統一、均質化 再生用の機械設備の導入									
②計画	<b>【目標】</b>									
	産業廃棄物の種類	木くず			がれき類					
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	4000			3000					
	(今後実施する予定の取組) 再生品としての規格化、品質の安定化、定期的な成分分析 定期的、継続的な販売経路の確立にとりくみます。									
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項										
① 現状	<b>【前年度（R5年度）実績】</b>									
	産業廃棄物の種類									
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量									
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量									
(これまでに実施した取組)									該当実績無し	
②計画	<b>【目標】</b>									
	産業廃棄物の種類									
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量									
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量									
(今後実施する予定の取組)									計画予定無し	

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
① 現状	【前年度（R5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	該当なし							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t							
	(これまでに実施した取組) 可能な限り再資源化を行います。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t							
	(今後実施する予定の取組) 可能な限り再資源化を行います。								
産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
① 現状	【前年度（R5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	がれき類	石綿がれき類	混合物
	全処理委託量	0.16	0.78	152.46	6229.90	330.50	5360.74	104.60	602.96
	優良認定処理業者への処理委託量								
	再生利用業者への処理委託量				6229.90		5860.74		
	認定熱回収業者への処理委託量								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
	(これまでに実施した取組)								
<p>自社で再利用できるものは活用するほか委託分についても可能な限り再生処理事業者に委託を行います。</p>									

		【目標】							
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	がれき類	石綿がれき類
②計画	全処理委託量	0	0	50	4000	50	3000	20	300
	優良認定処理業者への処理委託量								
	再生利用業者への処理委託量				4000		3000		
	認定熱回収業者への処理委託量								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
		<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>自社で再利用できるものは自社で活用します。            可能な限り再生処理事業者に委託を行います。            分別を徹底し再生できるよう管理します。            優良認定処理事業者を選定し優先的に委託を行います。</p>							
※事務処理欄									

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。